

住宅の新築・購入、おめでとうございます！

住宅取得祝金等支給制度について

曾於市では、人口減少に歯止めをかけるため、また、市内商工業の活性化を図るために、住宅取得祝金等支給制度を始めました。4月1日以降に住宅を取得された方で、対象者となる方は、申請をしてください。

お問い合わせ先

末吉本庁 企画課 まちづくり推進係 TEL 0986-76-8802
 大隅支所 地域振興課 地域振興係 TEL 099-482-5921
 財部支所 地域振興課 地域振興係 TEL 0986-72-0931

1. 制度の目的	曾於市では、定住促進を図るため、住宅を新築または購入した方に対し、お祝として現金と市商工会が発行する商品券を支給いたします。商品券で支給することにより、市内経済の活性化を図ることも目的としています。
2. 対象者	・平成23年4月1日以降、市内に居住するため住宅を新築または購入した方。 ※4 注意点（対象外等）を参照してください。
3. 支給の金品等	<p>(基本の祝金等)</p> <p>1. 市内業者による新築 商品券10万円分+現金10万円=計20万円分 2. 市外業者による新築 商品券5万円分+現金5万円=計10万円分 3. 未入居の建売住宅購入 商品券5万円分+現金5万円=計10万円分 4. 上記以外の中古住宅購入 商品券2万5千円分+現金2万5千円=計5万円分 (転入者加算) 5. 上記1～4の対象者で、転入して1年以内の方に対して、商品券5万円分+現金5万円=計10万円分を加算。 ※注) 本市から他の市町村へ転出し、転出後3年以内の再転入は対象外とする。</p>
4. 注意点 (対象外等)	<p>1. 新築・購入の日は、法務局の登記（新築・所有権移転）の日付を基準とします。 2. 新築・購入の日以後1年以内に申請してください。 3. 転入日以後1年経過してからの住宅取得は、転入者加算の対象外とします。 4. 市の定住促進住宅用分譲地への新築は、対象外とします。 5. 市税等の滞納者は、対象外とします。 6. 住宅リフォーム促進補助金、危険廃屋解体撤去補助金との併用申請は、認められません。 7. 中古住宅とは、居住が可能で耐用年数が10年以上見込まれるものです。</p>



住宅の建築やお買い物は
市内のお店で！
みんなの力で、
ますます住みよいまちに！

左は10月25日に行われた住宅取得祝金等交付式の写真